

第4次行政改革大綱の方向性について（案）

1. 第1次～第3次行革大綱の概要

【第1次大綱】（計画期間：平成18年度～22年度）

● 重点項目

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 機構・組織の見直し | (2) 職員の定員と給与の適正化 |
| (3) 事務事業の見直しとコスト削減 | (4) 公営施設の民営化と統廃合の推進 |

● 具体的な取り組み

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 行政の担うべき役割の重点化 | ② 機構組織の再編整備 |
| ③ 定員管理及び給与等の適正化 | ④ 人材育成の推進 |
| ⑤ 公性の確保と透明性の向上 | ⑥ 電子自治体の推進 |
| ⑦ 財政健全化 | |

【第2次大綱】（計画期間：平成23年度～27年度）

● 基本項目

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 選択と集中による行財政運営 | (2) 効率的な組織の構築 |
| (3) 人事管理の適正化 | (4) 健全で持続可能な財政基盤の確立 |

● 具体的な取り組み

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 事務事業の見直し | ② 地域協働の推進、情報の共有化 |
| ③ 職員定数の削減 | ④ 人材の育成 |
| ⑤ 効率的でわかりやすい組織づくり | ⑥ 財政の健全化 |
| ⑦ 自主財源の確保 | |

【第3次大綱】（計画期間：平成28年度～32（令和2）年度）

● 基本項目

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 選択と集中による行財政運営 | (2) 健全な財政運営 |
| (3) 効率的な組織の構築と職員力の向上 | |

● 具体的な取り組み

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 事務事業の見直し | ② 地域協働の推進、情報の共有化 |
| ③ 公共施設の適正管理 | ④ 財政の健全化 |
| ⑤ 債権の適正管理 | ⑥ 自主財源の確保 |
| ⑦ 歳出の抑制 | ⑧ 効率的な組織の構築 |
| ⑨ 職員力の向上 | |

2. 第4次計画の計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

3. 計画期間における主な課題等

(1) 地方交付税の合併算定替え終了による段階的な減額が終了

税収が乏しく一般財源の多くを交付税に依存している本市では、交付税の段階的減額が令和2年度で終了することから、これまで以上に厳しい行政運営を迫られることが予想されます。そのため、第4次計画では、第3次計画に引き続き、財源の確保と、コスト削減を意識した取り組みが必要です。

(2) 人口減少社会への対応

少子高齢化とそれに伴う人口減少は、本市でも深刻な状況にあって、令和7年度には生産年齢人口よりも高齢人口のほうが多くなる状況が予想されています。

このような厳しい将来予測がされている中で、自治体は、生産年齢人口の減少に伴う地域社会の衰退や、歳入減少に伴う行政サービスの質の低下を防ぎつつ、多様化する行政ニーズにも対応していかなければなりません。

このため、職員が、企画立案や地域社会支援、住民への直接的なサービス提供といった職員でなければならない業務に注力できるよう行政事務の効率化を進めるとともに、本市においても国が推進する「スマート自治体」の取組を進めるなど、「人口減少社会に対応した行政」の構築に積極的に取り組む必要があります。

これにあわせて、職員個々の能力を高める取り組みも必要となってきます。

4. 第4次計画策定の基本的な考え方

このような状況や課題を踏まえ、第4次計画においては、持続可能な自治体の構築を意識した取り組みが必要となります。また、市が直面している主な課題を重点項目として取り上げ、各部署が一体となって取り組むことも必要です。